

大規模地震に対応した自衛消防力の確保に係る消防法令の改正について

平成19年6月22日に消防法の一部改正が公布され、これに伴う消防法施行令及び消防法施行規則の一部改正が平成20年9月24日に公布されました。

これらの改正は、近年、東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生の切迫性が指摘されており、事業所における自衛消防力の確保が喫緊の課題であることから、行われたものです。

今回の消防法令の改正により、多数の者が利用し、円滑な避難誘導が求められる大規模・高層の建築物について、自衛消防組織の設置、防災管理者の選任及び火災以外の災害に対応した消防計画の作成が義務付けられました。

主な改正点

防火管理が義務付けられる防火対象物のうち一定のものの管理権原者に以下の事項が義務付けられます。

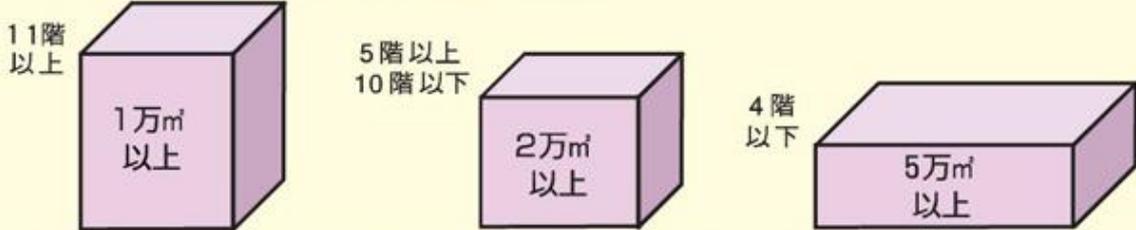
- 1 **統括管理者**、**班長**等で構成された**自衛消防組織**を設置し、火災、地震等の災害が発生した場合の活動を行わせること。
- 2 **防災管理者**を選任し、防災管理上必要な業務を行わせること。
- 3 **防災管理者**に防災管理に係る消防計画を作成させ、地震等の災害に備えた避難訓練を年1回以上実施すること。
- 4 **防災管理者**に防火管理者の行う防火管理上必要な業務を行わせること。
- 5 **防災管理点検資格者**に防災管理上必要な業務が適正に行われているか、毎年点検を行わせ、消防署に報告すること（特例認定を受けた場合を除く。）。

施行日は、平成21年6月1日となります。

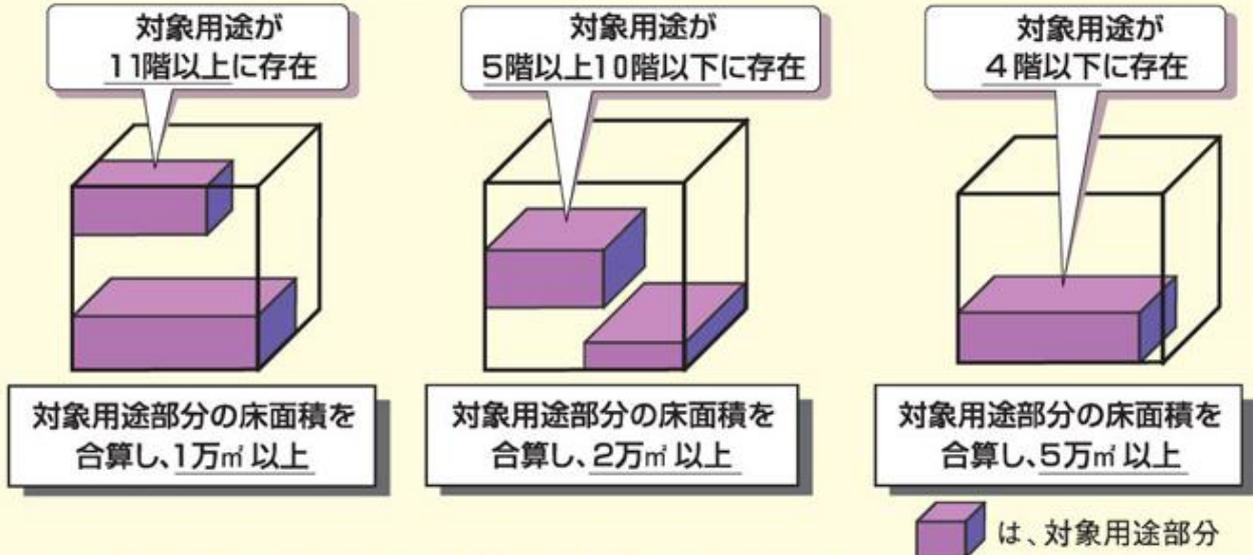
法令改正の対象となる防火対象物

○ 自衛消防組織設置防火対象物及び防災管理義務対象物（令第4条の2の4、第46条）
 法第8条が該当となる防火対象物で、以下の用途、規模に該当するものが対象となります。

- ① 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項から(12)項まで、(13)項イ、(15)項及び(17)項（以下「対象用途」という。）に掲げる防火対象物（共同住宅、倉庫、格納庫は含まれません。）
- ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積1万㎡以上
 - ・ 地階を除く階数が5以上10以下で、延べ面積2万㎡以上
 - ・ 地階を除く階数が4以下で、延べ面積5万㎡以上



- ② 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、対象用途を含むもの
- ・ 対象用途が11階以上にあり、対象用途の床面積の合計が1万㎡以上
 - ・ 対象用途が5階以上10階以下にあり、対象用途の床面積の合計が2万㎡以上
 - ・ 対象用途が4階以下にあり、対象用途の床面積の合計が5万㎡以上



- ③ 令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000㎡以上のもの
 同一敷地内に管理権原が同一の建物が複数ある場合には、それらの建物を一の建物として義務を判断します。

自衛消防組織の設置義務と防災管理者の選任等の義務

自衛消防組織の設置は対象用途部分の管理権原者のみに義務が課されるのに対し、防災管理者の選任等については用途、規模に関わりなく、全ての管理権原者に義務付けられます。

自衛消防組織		防災管理者	
(5)項口 共同住宅	設置義務なし	(5)項口 共同住宅	選任等義務あり
(4)項 販売店		(4)項 販売店	

凡例 法：消防法 令：消防法施行令 規則：消防法施行規則 条例：火災予防条例

法令改正の概要

1 自衛消防組織（対象用途の管理権原者のみ）

(1) 自衛消防組織の設置

一定の防火対象物の管理権原者に火災、地震等の災害時における消火活動、消防機関への通報、避難誘導等の業務を行う**自衛消防組織**の設置が義務付けられました。この自衛消防組織は、組織を統括する**統括管理者**と自衛消防業務を行う**自衛消防要員**で構成します。なお、自衛消防の業務ごとに「班」と「班長」などを設ける場合があります。自衛消防組織を設置又は変更した場合、**自衛消防組織設置(変更)届出**を管轄消防署に届け出ます。

また、あわせて防火管理に係る消防計画を変更し、**消防計画作成(変更)届出**を管轄消防署に届け出ます。

(2) 自衛消防組織の統括管理者、本部隊の班長

自衛消防組織の統括管理者は、自衛消防業務講習修了者等の一定の資格者とする必要があります。

また、自衛消防組織に内部組織を編成する場合は、統括管理者の直近下位で内部組織を統括する一定の方（本部隊の班長）も、同様の資格者とする必要があります。

(3) 自衛消防業務講習

自衛消防業務講習を修了した方は、自衛消防組織の統括管理者や本部隊の班長になることができます。既に防災センター要員講習修了証を有している方は、所定の講習を受講することでも、自衛消防組織の統括管理者や本部隊の班長になることができます。

2 防災管理

(1) 防災管理者の選任

地震等の災害による被害の軽減のため、管理権原者は防災管理講習修了者等一定の資格を有する者の中から**防災管理者**を選任し、防災管理に係る消防計画の作成、防災管理上必要な業務を実施させることが必要となります。

(2) 防災管理講習の受講等

防災管理者になるためには防災管理講習の受講又は一定の学識経験等が必要です。

※防災管理者は防火管理業務も行うため、甲種防火管理者の資格も必要となります。

(3) 防災管理者の選任届出

防災管理者を選任した場合は、**防災管理者選任届出**を管轄消防署に届け出ます。

(4) 防災管理に係る消防計画の作成

防災管理に係る消防計画を作成し、**消防計画作成(変更)届出**を管轄消防署に届け出ます。

(5) 防火・防災管理業務の実施

作成した消防計画に基づき防災管理業務を実施するとともに、地震等の災害の避難の訓練を年1回以上実施します（事前に**自衛消防訓練通知書**を管轄消防署に提出して下さい。）。

また、防災管理者は、防火管理者の立場として防火管理業務を実施します。

3 共同防災管理（複数管理権原の場合のみ）

複数管理権原の場合、全ての管理権原者で共同防災管理協議会を開催し、代表者、**統括防災管理者**、災害発生時の連絡方法などの協議事項を定め、**共同防災管理協議事項作成(変更)届出**を管轄消防署に届け出ます。

※統括防災管理者になるためには、防災管理者の資格が必要です。

4 防災管理点検報告

(1) 防災管理点検の実施

管理権原者は、防災管理点検資格者に、毎年1回、防災管理上必要な事項の点検をさせ、**防災管理点検結果報告書**を管轄消防署に報告することが必要です。

(2) 防災基準点検済証の表示

点検の結果、基準を満たしている場合は、防災基準点検済証を掲示することができます。

(3) 特例認定

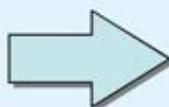
過去3年以内の点検結果が優良等の条件により、点検報告の義務が3年間免除されます。特例認定を受けるには、**防災管理点検報告特例認定申請書**により管轄消防署に申請し検査を受けることが必要です。特例認定は平成24年6月1日から開始されます。

自衛消防組織

自衛消防組織設置防火対象物の管理権原者は、一定の資格を有する統括管理者と自衛消防要員で構成される自衛消防組織を設置しなければなりません。また、一の防火対象物に複数の管理権原者が存する場合は、共同して自衛消防組織を設置する必要があります。

自衛消防組織設置防火対象物

共同住宅		
事務所	店舗	倉庫
店舗	店舗	店舗

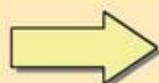


- ・対象用途である店舗、事務所の管理権原者が共同して自衛消防組織を設置します。
(共同防火管理協議会等を活用することもできます。)
(防災管理者は、共同住宅、倉庫部分を含め全ての管理権原者が選任する必要があります。)
- ・対象用途以外の倉庫、共同住宅を含めた建物一体となった自衛消防活動体制を確保します。

自衛消防組織が、火災や地震時に行う業務として、①火災の初期段階における消火活動、②消防機関への通報、③在館者が避難する際の誘導、④その他の被害の軽減のために必要な業務等を消防計画に定めます。

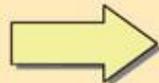
統括管理者・本部隊の班長になるために必要な講習

防災センター要員講習を受けたことのない方



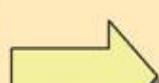
自衛消防業務新規講習

防災センター要員講習修了者



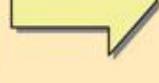
追加講習

自衛消防業務講習修了者



5年以内ごとに受講

追加講習修了者



自衛消防業務再講習

※ 統括管理者として必要な学識経験を有する方は、講習を受講しなくとも統括管理者・本部隊の班長の資格を有します。

条例に基づく資格等

1 自衛消防技術認定証

以下の方に必要な資格であり、条例第62条の4に定める自衛消防技術試験は、今後も実施します。

- (1) 地下駅舎の自衛消防組織の長等 (条例第50条の3第3項)
- (2) 条例により防災センターが必要となる防火対象物の防災センター要員 (条例第55条の2の3)
- (3) 条例により配置が必要となる防火対象物の自衛消防活動中核要員 (条例第55条の5)

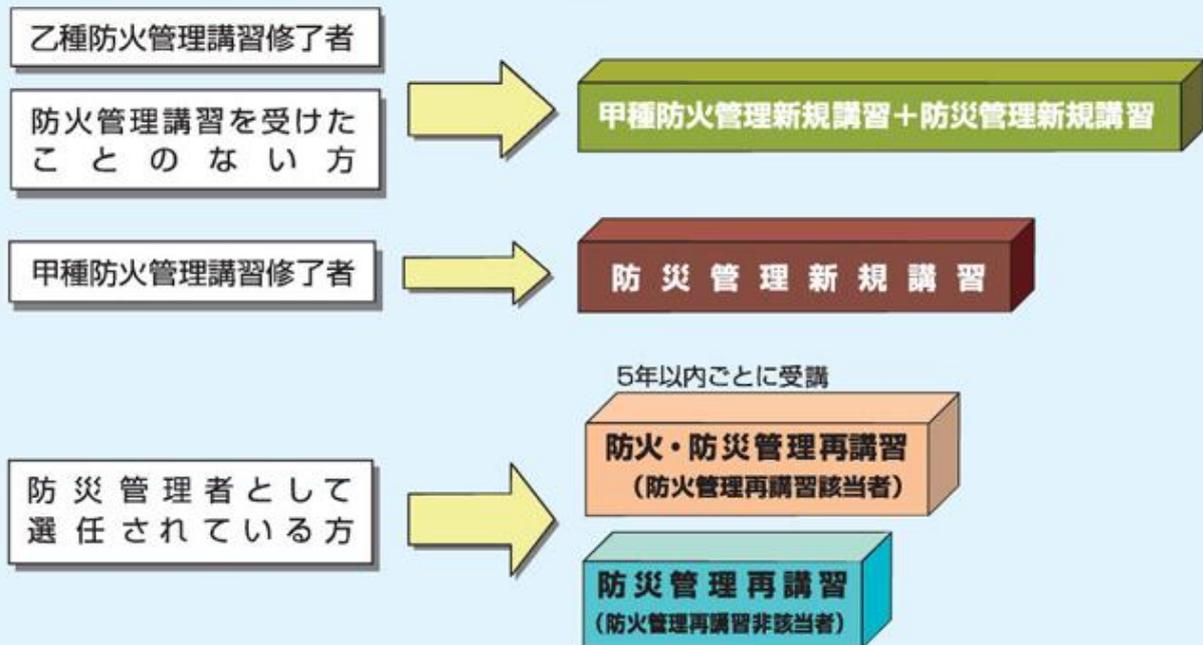
2 防災センター要員講習修了証

条例に基づく防災センター要員に必要な資格であり、条例第55条の2の3に定める防災センター要員講習は、今後も実施します。

なお、改正前の規則第3条第10項に基づく防災センター要員に対する講習は、改正法令の施行により、廃止されます。

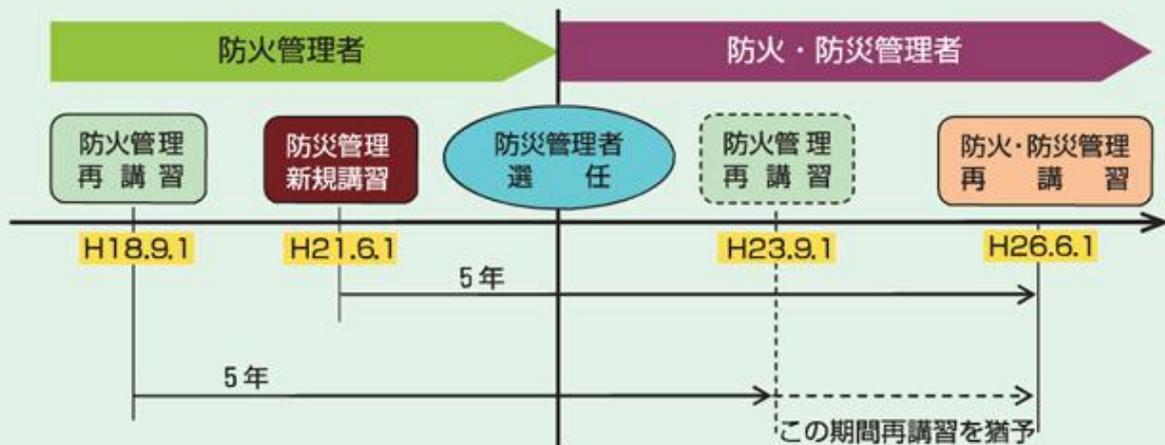
防災管理講習

防災管理者になるために必要な講習



※ 防災管理者として必要な学識経験を有する方は、講習を受講しなくとも防災管理者の資格を有します。

甲種防火管理再講習の受講期間の特例



※ 甲種防火管理再講習の義務のある防火管理者が、防災管理新規講習を受講し、防災管理者となった場合は、受講期間の特例により、当該講習を受講してから5年以内ごとに甲種防火管理再講習を受講すればよいこととなります。結果、防災管理再講習と甲種防火管理再講習をあわせて同一年に受講すればよいこととなります。

講習の受講申込みは、各消防署、消防分署又は消防出張所で行っています。なお、東京消防庁管内の事業所等において、防災管理者として選任される予定のある方のみが受講できます。

主な防火・防災管理関係義務一覧

防災管理のほか、従来から消防法及び条例を根拠として、防火管理者、共同防火管理、防火管理技能者、防災センター要員、自衛消防活動中核要員などのソフト面の対策が、用途、規模によって義務付けられています。用途に応じてそれぞれ義務となる、面積、収容人員（防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数で、算定方法は規則第1条の3に規定されています。）などは以下のとおりです。テナントごとではなく、建物全体で判断することとなります。

建物全体の用途		防火管理者 自衛消防組織 (法第8条の2の5、36条)	防火管理者 (法第8条)	共同防火管理 (法第8条の2)	防火管理技能者 (法第55条の3の2)	防災センター要員 (法第55条の2の3)	自衛消防活動中核要員 (法第55条の5)												
(1)項	イ 劇場、映画館等	<ul style="list-style-type: none"> ・11層以上で1万㎡以上 ・5層以上10層以下で2万㎡以上 ・4層以下で5万㎡以上 (管理権限が分かれる場合は、共同防災管理が必要) 	収容人員 30人以上	管理権限が分かれるもので、 3層以上で 30人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・11層以上で1万㎡以上 ・5層以上で2万㎡以上 ・5万㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・15層以上で3万㎡以上 ・11層以上で1万㎡以上のうち防災センターが設置されているもの ・5万㎡以上 	1万㎡以上又は 2千人以上												
	ロ 公会堂、集會場						3千㎡以上で 3百人以上												
イ キャバレー、カフェー	5千㎡以上																		
ロ 遊技場、ダンスホール							3千㎡以上												
(2)項	ハ 風俗営業店舗							5千㎡以上											
ニ カラオケボックス等	3千㎡以上																		
(3)項							イ 待合、料理店	高層建築物（高さ31mを超える建築物）で管理権限が分かれるもの	収容人員 50人以上	管理権限が分かれるもので 3層以上で 30人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・15層以上で3万㎡以上 ・11層以上で1万㎡以上のうち防災センターが設置されているもの ・5万㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・15層以上で3万㎡以上 ・5万㎡以上 	1万㎡以上で 5百人以上						
ロ 飲食店																			
(4)項	イ 物販販売店舗																		
ロ 旅館、ホテル																			
(5)項	ロ 共同住宅、寄宿舎																		
(6)項	イ 病院、診療所						<ul style="list-style-type: none"> ・11層以上で1万㎡以上 ・5層以上10層以下で2万㎡以上 ・4層以下で5万㎡以上 (管理権限が分かれる場合は、共同防災管理が必要) 							収容人員 30人以上	管理権限が分かれるもので 3層以上で 30人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・11層以上で1万㎡以上 ・5層以上で2万㎡以上 ・5万㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・15層以上で3万㎡以上 ・11層以上で1万㎡以上のうち防災センターが設置されているもの ・5万㎡以上 	1万㎡以上で 5百人以上	
	ロ 社会福祉施設（遊園地等施設）																		
	ハ その他の社会福祉施設																		
ニ 幼稚園、特別支援学校																			
(7)項	イ 学校	<ul style="list-style-type: none"> ・11層以上で1万㎡以上 ・5層以上10層以下で2万㎡以上 ・4層以下で5万㎡以上 (管理権限が分かれる場合は、共同防災管理が必要) 	収容人員 50人以上	管理権限が分かれるもので 3層以上で 30人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・15層以上で3万㎡以上 ・11層以上で1万㎡以上のうち防災センターが設置されているもの ・5万㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・15層以上で3万㎡以上 ・5万㎡以上 	5千㎡以上												
(8)項	ロ 図書館、博物館																		
(9)項	イ 蒸気浴場、熱気浴場													収容人員 30人以上	管理権限が分かれるもので 3層以上で 30人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・11層以上で1万㎡以上 ・5層以上で2万㎡以上 ・5万㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・15層以上で3万㎡以上 ・11層以上で1万㎡以上のうち防災センターが設置されているもの ・5万㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・15層以上で3万㎡以上 ・5万㎡以上 	1万㎡以上
	ロ 公衆浴場																		
(10)項	イ 停車場													収容人員 50人以上	管理権限が分かれるもので 3層以上で 30人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・15層以上で3万㎡以上 ・11層以上で1万㎡以上のうち防災センターが設置されているもの ・5万㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・15層以上で3万㎡以上 ・5万㎡以上 	5千㎡以上	
(11)項	イ 神社、寺院、教会																		
(12)項	イ 工場、作業場							収容人員 50人以上	管理権限が分かれるもので 3層以上で 30人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・15層以上で3万㎡以上 ・11層以上で1万㎡以上のうち防災センターが設置されているもの ・5万㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・15層以上で3万㎡以上 ・5万㎡以上 	1万㎡以上							
	ロ スタジオ																		
(13)項	イ 車庫、駐車場							収容人員 50人以上	管理権限が分かれるもので 5層以上で 50人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・15層以上で3万㎡以上 ・11層以上で1万㎡以上のうち防災センターが設置されているもの ・5万㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・15層以上で3万㎡以上 ・5万㎡以上 	3万㎡以上							
(14)項	ロ 航空機格納庫																		
(15)項	イ 倉庫							<ul style="list-style-type: none"> ・11層以上で1万㎡以上 ・5層以上10層以下で2万㎡以上 ・4層以下で5万㎡以上 (管理権限が分かれる場合は、共同防災管理が必要) 	収容人員 30人以上 (イ)項目が含まれる場合は、10人以上	管理権限が分かれるもので 3層以上で 30人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・11層以上で1万㎡以上 ・5層以上で2万㎡以上 ・5万㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・15層以上で3万㎡以上 ・11層以上で1万㎡以上のうち防災センターが設置されているもの ・5万㎡以上 	それぞれの用途で該当する部分が生ずるもの又は(イ)項目部分を抜き1万㎡以上						
	ロ 事務所等																		収容人員 50人以上
(16)項	イ 複合用途（特定用途含む）							1千㎡以上 (管理権限が分かれる場合は、共同防災管理が必要)	収容人員 30人以上 (イ)項目が含まれる場合は、10人以上	管理権限が分かれるもので 3層以上で 30人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・11層以上で1万㎡以上 ・5層以上で2万㎡以上 ・5万㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・15層以上で3万㎡以上 ・11層以上で1万㎡以上のうち防災センターが設置されているもの ・5万㎡以上 	2万㎡以上						
ロ 複合用途（非特定用途のみ）	収容人員 50人以上																		管理権限が分かれるもので 5層以上で 50人以上
(16)の2項								イ 地下街	収容人員 30人以上 (イ)項目が含まれる場合は、10人以上	管理権限が分かれるもので 3層以上で 30人以上	1万㎡以上	1千㎡以上	3千㎡以上						
(17)項	イ 文化財	収容人員 50人以上	高層建築物で管理権限が分かれるもの	5万㎡以上	2万㎡以上														

※ 平成19年10月1日に現に使用を開始している建物では、防火管理技能者については平成22年9月30日まで経過措置期間が設けられています。

※ その他一定の危険物施設等では、自衛消防活動中核要員などの配置が義務付けられます。



東京消防庁ホームページ
<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/>

発行：東京消防庁予防部防火管理課（平成21年3月作成）